

議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和5年10月13日（金）午後1時0分
- 2 閉会日時 令和5年10月13日（金）午後1時24分
- 3 会議場所 熊山支所大会議室
- 4 出席委員
1 番 牛尾 直人君 6 番 光成 良充君 9 番 治徳 義明君
11 番 金谷 文則君 13 番 福木 京子君 15 番 下山 哲司君
17 番 佐藤 武議長
- 5 欠席委員
8 番 大口 浩志君
- 6 説明のために出席した者
な し
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 土井 常男君 副 参 事 野田 順子君
- 8 協議事項 1) 訴訟結果の報告内容について

午後1時0分 開会

○委員長（下山哲司君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

大口委員より欠席届の提出がありますので、御報告いたします。

開会に先立ち、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（佐藤 武君） 本日は、議会運営委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。

前回の議会運営委員会で協議をいただきました、佐々木元市議会議員から提訴がありました判決内容が、前回報告しましたように、最終決定が出たということで、議会だよりに掲載するに当たっての報告内容を改めて本日の議運の中で協議をいただきたいということで、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（下山哲司君） それでは、これから協議事項に入ります。

訴訟結果の報告内容について、まず議長から説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐藤議長。

○議長（佐藤 武君） まず、先ほども申し上げましたけれども、議会だよりに掲載する報告内容をどの程度掲載するかということで、先日から議会事務局それから正副議長を含めて協議をさせていただきました。その案として、タブレットのほうへ掲載しております。この報告内容については、倫理審査会での報告内容に基づいた事実を淡々と時系列で掲載したという内容になっておりますので、よろしく御協議をお願いいたします。

文案については、事務局長のほうから朗読をしていただきたいと思いますので、委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長（下山哲司君） 土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） それでは、資料の判決結果の報告について（案）をお開きください。

それでは、読ませていただきます。

佐々木雄司元市議会議員の代理人から提訴された判決結果の報告について（案）。

赤磐市議会議員倫理審査会の設置と審査結果について。

赤磐市が発注した介護施設の設計・建設工事について便宜を受けた見返りに現金を市議に渡そうとした暴力団幹部の逮捕記事が、平成30年11月8日の新聞に掲載された。これを受け、市議会では、議員倫理基準に違反する行為の調査請求を平成30年12月5日付で議長に行い、同日、赤磐市議会議員倫理審査会を設置し、平成31年2月27日に審査結果が議長に提出された。倫理審査会の報告を受け、市議会として佐々木雄司副議長に対する不信任決議の動議が平成31年3月18日の本会議で提案され、可決した。赤磐市議会だよりに佐々木雄司副議長に対する

不信任決議の動議、赤磐市議会議員倫理審査会の審査結果の報告等について掲載し、市民に配布した。

訴状の概要について。

原告は、副議長不信任決議の動議を提出した行為、赤磐市ホームページ及び赤磐市議会だよりに倫理審査会の結果報告を公開した行為などにより、名誉を著しく害されたとして、赤磐市に対し、謝罪広告の掲載と110万円の支払いを求めて、令和元年6月4日に訴えを提起した。

裁判の結果について。

岡山地方裁判所への提訴から広島高等裁判所岡山支部への控訴、さらに最高裁判所へ上告提起等され、令和5年8月3日に最高裁判所の決定により、市の勝訴が確定した。

以上でございます。

○委員長（下山哲司君） 説明が終わりました。

ただいま議長から説明のあった訴訟結果の報告内容について御意見はありますか。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 一番下の裁判の結果についてのところなんですけど、というかその前に元副議長がそれを訴えた、と提起したというところがあったんですけど、結局佐々木元議員のほうで地方裁判所へ提訴をして、その結果が出たんですよね。その結果に対して、佐々木元議員のほうで不服として、広島高等裁判所並びにその結果として上告まで持っていったということでしょう。そのことが全然書かれてないんで、意味が分からんんじゃないでしょうか。うちの法律的にはこれでいいということだったんでしょうか。

○議長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐藤議長。

○議長（佐藤 武君） 裁判の結果についてという御指摘だと思いますけれども、当初、地方裁判所の提訴がされた日付、結果が出た日付、それから高等裁判所への控訴についても同様に、それから最高裁についても同様に記載しておりましたが、裁判の結果ということで、おのずとこれで、これを書いておけば上告したんだと、控訴したんだということが御理解いただけるかなということで、こういう表記にしたという結論です。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） それは、議長、分からないと思いますよ。

まず、控訴をしたのが、どっちが提訴したのか、何を提訴したのか、結論が出てなくて、訴状の概要の最後のところに赤磐市に対して謝罪広告の云々かんぬんを求めたと。それに対して、地方裁判所はそれを棄却したのか、何をしたのかということが分からない。それに対して次の発展があるから、これでは全く駄目なような気がするんですが。最後の勝訴したというの

は、赤磐市のほうが訴えたわけじゃないので、結局元のとおりには、訴えを棄却されたことだから、勝訴という形が正しいのかどうかよく、これは法律、ちゃんと確認してもらったんですよね。

○議会事務局長（土井常男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） こちら、総務課の弁護士資格のある者に確認をしております。岡山地方裁判所に提訴、そのときに控訴棄却ということで勝訴という形になっております。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） だから、その前にこの訴えが棄却という結論があって、それから控訴棄却というのが高等裁であって、それから先に上告審へ上がるとははずなんで、その間の一番最初の結論というのが載ってないからつながらないと思いますが、これでその法的な人がいいと言うんならだけど、これは違うと思いますけど。

○委員長（下山哲司君） つなぎの言葉が入ってないからということか。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 最初の結論が載ってないということです。

○委員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） 金谷委員が言われとるのは今で分かったんですけども、最初の結論が出てないから、これはひょっとしたら最初に佐々木元議員が勝って、最高裁で逆転したとも取れるんじゃないですかという意味合いですか。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 誰が考えても、最初の結論があって、その結論に対して、上告したい人はそれに対しての上の裁判所のほうへものを持っていくわけで、最初私が聞いとるのは、佐々木元議員がこういうふうに出したけども、地方裁のほうではそれを棄却したというのはたしか聞いたと思うんで、それを棄却したという結論に対して、高等裁判所のほうへ佐々木元議員のほうで控訴をしました、控訴をしたけど、多分高等裁判所でそれが棄却されたので、上告審に、要するに最高裁のほうへ上告をしたというのが事実で、多分その上告した結果として、高等裁に差し戻したんじゃないくて、控訴棄却という形の結論が出て、赤磐市の勝訴が確定したということじゃないかと思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） 今金谷委員の言われるのもあれなんですけど、これは弁護士のあれか

らいうたら、提訴から控訴、それから上告と、3つが段階になつとんで、恐らく弁護士の立場からしたらこれでもええんじやと思うんですけど、一般の人には理解できんかもしれん。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 私たちは、皆さんに分かるように議会だよりを作って出してるわけですから、一般の人が分かりやすいようにしてあげることが当たり前であって、法律のじゃあ裁判所の中でしゃべっとることが正しいというんでそのままその言葉をここに持ってこられても、通常の人は何も分からないんで、分かるようにしてあげたほうがいいし、まず結論として第1回目がどうだったのかということが載らないというのはおかしいんじゃないですかと言ってるわけで、御理解いただけませんかでしょうか。

○議会事務局長（土井常男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） その説明の仕方として、裁判の結果について、その後、岡山地方裁判所への提訴のところに提訴され、勝訴したというような内容を入れさせてもらえればいいでしょうか。

○議長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐藤議長。

○議長（佐藤 武君） 金谷委員からの御指摘、市民が分かりやすい内容というのは、ごもつともな御指摘だと思います。そうした中で、これは、金谷委員に納得いただけるかどうか分かりませんが、当初予定していた文章としては、聞いてください。参考までに読みます。

令和4年1月18日、岡山地方裁判所の一審判決は、請求棄却により、市の勝訴。令和4年1月27日、広島高等裁判所岡山支部に控訴の提起がなされ、令和5年2月28日、控訴棄却により、市の勝訴。令和5年3月1日、最高裁判所への上告提起がなされ、令和5年8月3日、本件上告を棄却する、本件を上告審として受理しない、上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人の負担とする判決結果が裁判官5人全員一致で決定し、市の勝訴が確定したという案を予定していたんですが。

○委員（金谷文則君） 何でそれが駄目か。

○議長（佐藤 武君） いやいや、駄目ということはないです。協議して、これは私がつくった案ですけど。それで、そこまで詳しく載せる必要があるかなという話をする中で、今案として示した分をお示ししたということなんで、ここまで詳しい経緯を載せるかどうか、そこら辺は皆さんの御意見次第かなと。

○委員長（下山哲司君） ここで、暫時休憩します。

午後1時13分 休憩

午後1時23分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

それでは、ただいまの判決結果の報告については、再度お配りした内容のとおりで皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、よいということで、そういうふういたします。

議長、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐藤議長。

○議長（佐藤 武君） 結果の報告についての御了承をいただいたということで、ありがとうございます。

そして、この報告案文については、16日の議会全員協議会で報告をさせていただきたいと思えます。議会だよりの締切りが最終的には10月24日ということなんで、急遽、議会改革委員会の後に議会全員協議会をお願いすることにしておりますので、あわせてこの場でこの報告文についても御了承をしていただくということで報告をさせていただきますので、よろしく願いします。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、訴訟結果の報告を議会だよりに掲載することについては、10月16日開催の議会全員協議会で議長から報告をしていただくことでお願いしたいと思えますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐藤議長。

○議長（佐藤 武君） 16日の議会全員協議会での報告は、もうこれで決定させていただくということで、訂正はしない方向で、報告のみということにさせていただきますので、お願いします。

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことでよろしく願いいたします。

以上をもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時24分 閉会